

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう!

岡山県 最低賃金

833 時間額
円

令和元年
10月2日から

26円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは
岡山労働局または最寄りの労働基準監督署へ

岡山労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度 検索



平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	生産性要件を満たした場合は 4/5 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	生産性要件を満たした場合は 3/4 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 岡山働き方改革推進支援センター TEL 0120-947-188 FAX 086-206-2027
- ◆ 岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-224-7639 FAX 086-224-7693



申請先

- ◆ 〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL 086-224-7639 FAX 086-224-7693
- ◆ 申請期限：令和2年1月31日（金）